

益田家文書における文書の集積と分散

久留島 典子

はじめに

一般的に文書群は多様な要素から構成される。他の文書群からの流入と、流出（分散）を繰り返す中で、文書群がその形を変化させていった結果といえよう。流入が意図的に獲得されたものであれば、それは集積といえ、流出も意図的であれば分与と表現できる。通常家わけ文書とよばれる文書群の場合も、その家が獲得した文書や譲状等自ら生成した「狭義の家文書」とでも呼びうる文書がその中核に存在するが、それ以外にも多様な要素から構成される場合がほとんどである。

本稿では、こうした文書群の構成要素分析と、それに基づく文書の正確な位置づけをおこなう事例研究として、戦国時代以前の益田家文書ととりあげ、文書群の構成から、その集積・分与・流出の様態を具体的に説明することを目的とする。益田氏は、中世においては石見国西部の有力国人として、近世にいたっては萩藩毛利家の永代家老として、総数一万八千点を越える膨大な文書を残している。このうち、本稿で扱うのは益田氏が本格的に毛利氏に従う以前の、いわゆる中世文書とする⁽¹⁾。最初に益田家文書における文書の分散を概観し、次に益田家文書において特に注目できる他氏文書からの文書の集積について、その文書が本来存在した元の文書群を推定しながら、集積の状況・背景を考察する。そして、

最後に、こうした文書集積以前の鎌倉時代の益田家文書について考える。

一 益田家文書における文書の分散

(1) 益田家文書と関係中世文書

益田氏の嫡流家、益田越中家に伝来した文書は、現在その大部分が史料編纂所に所蔵・寄託されている（下記の①・②）。しかし中世文書の一部には、明らかに近世になってから一族も含めた他家に入ったものがあり、こうした広義の益田家文書（中世分）は、現在写本等の形のみ伝わるものも含めると、下記のような六つの文書群から構成される。

- ① 東京大学史料編纂所所蔵益田家文書⁽²⁾
- ② 益田路子氏所蔵益田家文書のうち系図⁽³⁾
- ③ 「譜録益田隼人兼定 寄組」所収の文書写⁽⁴⁾（中世文書二十四通）
- ④ 原屋邦司氏文書のうち、乙吉・宇地村地頭職文書⁽⁵⁾（十一通）
- ⑤ 益田高友家文書⁽⁶⁾
- ⑥ 益田實氏所蔵文書（中世文書五十六通）⁽⁷⁾

このほか益田氏関係史料としては、益田氏と同族である周布氏や三隅⁽⁸⁾氏の文書、安富家文書がある。また近隣領主の文書として、西遷御家人⁽⁹⁾で中世後期には益田氏の配下となる俣賀氏の文書をはじめとして、吉川⁽¹⁰⁾家文書など多くの文書が存在するが、これらは益田家文書自体とは区別⁽¹¹⁾

されるべきものなので、本稿では直接にはとりあげない。また近世、永代家老益田家の同族家臣として須佐に居住していた益田金吾家が所持していた中世文書は、本来侯賀文書といえるので、これも本稿ではとりあげない。なお、以上広義の益田家文書のうち③・④・⑤、および益田氏関係史料は、益田市教育委員会編『中世益田・益田氏関係史料集』（益田市・益田市教育委員会発行、二〇一六年。以下、「関係史料」と略す。）にすべて収載されている。

(2) 益田家文書の分散の契機

まず分散の契機を考えた場合、江戸時代初期の分家に対する文書分与があげられよう。益田元祥の三人の男子が分家して、江戸時代初期以降益田氏は以下のA～D四家より構成されるようになった。

A. 永代家老須佐益田家。「閔閔録巻七 益田越中」四冊などに相当し、広義の益田家文書のうち①・②にあたる。

B. 益田元祥次男景祥の分家。「閔閔録巻九 益田織部」、「譜録益田河内元言 寄組」（23譜録ま27）に相当する。中世文書は含まれない。

C. 元祥四男就之の分家。「閔閔録巻三十 益田右衛門」、「譜録益田隼人兼定 寄組」（23譜録ま28）に相当し、広義の益田家文書のうち③④にあたる。また⑥も、この益田隼人家に伝わった文書と考えられる。⁽¹³⁾

D. 元祥五男就景の分家。「閔閔録巻二十九 益田源兵衛」、「譜録益田頼母兼修 寄組」（23譜録ま29）に相当する。中世文書は含まれない。

Cの就之の家は、益田元祥より中世以来の文書群の一部を分与され、その一部が「譜録」編纂時に提出され書写されたものと推測できる。こうした近世初期の文書分与がこの地域では他にも多くなされたのか、また他のB・Dの分家で中世文書が確認できないのは何故かといった諸点は、さらなる検討が必要である。一方、中世の庶子家への文書分与については、後述する乙吉・宇地文書が、益田兼見の子兼弘の子息で乙吉地

頭を称した兼藤のもとに渡された可能性はあるが、これ以外では、中世後期の庶子家に相当する益田高友家の文書内容は家独自のものであるなど、惣領家から庶子家への伝来文書分与の確かな証拠は確認できない。⁽¹⁴⁾

さて、文書分散の契機としては散逸的分散もあるが、狭義の益田家文書の場合、散逸的流出はほとんどなかったと考えられる。ただし近代以降に流出したと推定できる文書が若干存在し、明治三十一年（一八九八）作成の謄写本「益田家什書」⁽¹⁵⁾と、現在史料編纂所に所蔵される益田家文書の謄写本相当部分を比較してみると、欠番となっている第四十六軸と、現在什書とは異なる文書が入っている第九十軸の二つの文書が確認できない。⁽¹⁷⁾

また、現所蔵者は不明だが、（文明二年（一四七〇）カ）五月廿日益田貞兼充大内政弘書状は、③「譜録」に筆写されており明らかに益田隼人家の旧蔵文書である。この点で、長府毛利家文書、長府博物館所蔵「筆陳」所収文書と益田家文書の関係なども問題になるが、現時点では不明である。

以上のように、益田家文書の分散の状況を見たが、益田家文書の場合には、次にみていく文書の集積がより重要といえよう。

二 益田家文書における文書の集積

益田氏は益田兼見の代で惣領家に変化したと指摘されているが、益田氏が文書の集積を重視した契機として、この点をまず再確認しておきたい。⁽²⁰⁾近世益田氏の公式系図ともいえる「譜録」所収の系図では、未処分で死去した兼経（兼長）から兄弟の兼久が惣領家を継承し、その直系に益田兼見も位置付けられている。しかし益田家文書に残る他の多くの系図からは、未処分で死去した兼長（「譜録」では兼経）の後、益田莊地頭職等中核所領を継承したのはその娘であり、兼見は傍系に位置付けら

れることは明らかである。

この兼見が南北朝末期に新たな惣領家として歩みだす段階で、彼がそれ以前の惣領家から引き継いだ文書がどの程度存在したのが問題になる。現在狭義の益田家文書といえるものは、益田兼見の嫡流が獲得・生成した文書および集積した文書を示すと考えられるが、兼見以前の時期の文書については、特に兼見家以外の文書の比率が高いと推測でき、そうした視点から文書を分析していかなければならない。すなわち、どのような氏・家の文書がどのような契機ではいつているのかをみていく必要がある。

以下、(1) 波多野菖蒲氏の文書、(2) 岩田・得屋氏の文書、(3) 虫追氏の文書、(4) 大家荘関係の文書、(5) 三隅永安氏の文書、(6) 乙吉氏・宇地氏の文書、の順に具体的にみていきたい。

(1) 波多野菖蒲氏の文書

史料1は、益田兼堯が室町幕府に安堵申請のため提出したと考えられる「惣知行分安堵支証之目録」の一部である。この申請の結果、翌寛正二年(一四六一)十月十日の足利義政御判教書(『文書』一二七号)によって、「父兼堯申請」に任せ益田又次郎貞兼に石見国所々当知行地が安堵されている。

史料1 益田兼堯惣知行分安堵支証目録(『文書』八五六号)

〔端裏書
惣知行分安堵支証之目録 益田〕

惣安堵支証之目録

一通 施行 畠山徳本 寶徳二年九月三日

(中略)

就美濃地・黒谷所領等、御判手次事

一 安堵御判遵行等

(中略)

以上七通 此外申次之狀一通在之、

a 一讓狀等 美濃地・黒谷本主益田^え相續也、

一通 波多野周防入道源征 應永七年正月廿八日

一通 源征息女幸出女 應永十九年十二月廿五日

一通 美濃地本主弘^(波多野)正 應永十年九月廿八日

已上三通

b 次四通 二通 吉見召文、一通 吉見副狀

一通 美濃地・黒谷等吉見去狀等

c 一關東御下知之支證等 波多野周防入道源征以前之支證等也、

① 一通 陸奥守・相模守 (大佛宣時) 永仁三年七月廿五日

② 一通 左衛門尉以下九人加判狀 仁治三年十月廿三日

一通 陸奥守 (北條義時) 貞應元年八月十七日

③ 一通 武藏守・相模守 (北條時房) 貞應元年九月十八日

d 一讓狀等 自源征先祖、至于源征手次等也、

一通 秀貞 建武三年三月十日

一通 康秀 元亨貳年三月十二日

一通 實秀 文保貳年七月二日

一通 實盛 延應二年三月九日

以上彼此八通

惣都合卅三通也、

長祿四年二月十七日

益田左馬助 兼堯(花押)

史料1で特に注目されるのは、波多野氏と益田氏との間の「讓狀」と称する文書(a)、波多野氏が所持していた「關東御下知之支證等」(c)、波多野氏の過去の「讓狀等」(d)が記載されていることである。この

波多野氏とは、摂関家領相模国波多野荘（神奈川県秦野市）を本拠とする六波羅評定衆としても活躍した武家の名族である。河村・大友・菖蒲などの庶子家があるが、そのうち波多野菖蒲五郎真盛が「石見国美乃知・黒谷地頭職」を鎌倉幕府より給預されていることを示す貞応元年（一二二二）九月十八日六波羅書下（『文書』三三三）が益田家文書のなかに存在する。すなわち史料1のc傍線③文書である。このように益田氏は応永年間に波多野菖蒲氏から相続したとして、長野荘美濃地・黒谷に関する波多野菖蒲氏の伝来文書を手し、自らの安堵申請に使用していたことが明らかである。そして益田家文書中には他にも下記七点の波多野文書・系図が確認できる。

〔もとは波多野文書と推定できる文書・系図〕

- (1) 貞応元年（一二二二）九月十八日六波羅書下（『文書』三三三）
- (2) 仁治三年（一二四二）十月二十三日將軍家政所下文（『益田實』四〇号）
- (3) 仁治三年（一二四二）十月二十三日將軍家政所下文（長府毛利家文書、『関係史料』一五号）
- (4) 永仁三年（一二九五）七月二十五日関東下知状（『益田實』三三三）
- (5) 康永四年（一三四五）二月二十六日上野頼兼遵行状（『益田實』一五号）
- (6) 康暦元年（一三七九）十月十一日大内氏奉行人連署奉書（『文書』九五四号）
- (7) 石見国美濃地村地頭系図（国7-219）

これら文書の詳細な検討は別稿に譲るが、簡単に説明すれば、(1)(2)(4)は、史料1のc部分に記載されている「波多野周防入道源征以前之支證」傍線③②①文書に当たり、波多野氏の文書であったことは明らかである。同日付の(2)(3)は、(2)が黒谷村地頭職を「藤実」（波多野菖蒲実基）に、(3)が美能（濃）地村地頭職を波多野菖蒲実時に安堵するものである。ま

た(5)は、(7)系図に美濃地村地頭波多野実時の曾孫として出てくる「賀子女」が、「美能地村地頭職」に関して訴えたことに対する遵行状、(6)は、波多野五郎義秀が「下黒谷内并美濃路内本知行分」への吉田駿河太郎の違乱を訴えたことに対する義秀への沙汰付け命令なので、それぞれもとは波多野文書と考えられる。

この波多野菖蒲氏が鎌倉・南北朝時代に領有していた長野荘美濃地・黒谷とは、室町時代から戦国時代にかけて、益田氏と石見吉見氏との激しい争いの対象となった地域であり、益田氏が波多野氏の文書を手した目的もそこにあつたことは明白である。史料1の文書目録b部分に見える「吉見召文」や「美濃地・黒谷等吉見去状」などは、吉見氏との領有権争いを示している。本稿ではこの吉見氏との争いについては直接触れないが、文書集積の背景に、文書所持が示す幕府等に対する正統性の誇示があつたことは確かであろう。波多野氏からの文書集積の場合、実際安堵申請に利用されていたことを示す史料1のような史料が残っているため、入手の経緯と同時に入手の目的も明らかである。そして、こうした史料が残っていない多くの他氏からの文書集積においても、同様な状況が存在する可能性を示唆する点では、この波多野氏の事例は大いに参考になるといえる。

(2) 岩田氏・得屋氏の文書

広義の益田家文書には足利直冬関係文書が多数存在するが、益田兼見充であることが明確なのは一通のみであり、他は充所が切断されているもの、あるいは一部文字が欠損している充所の人物を、益田氏関係者の中に見つけることが難しいものなど、問題が存在する。この点を詳しく見ていこう。

益田兼見充の一通とは、益田越中守（兼見）充の正平十四年（一三五九）五月二日付足利直冬書下（『文書』二四号）である。直冬の花押形、

兼見の官途名等も問題のない文書だが、ほぼ一貫して北朝方・室町幕府足利義詮方であった益田兼見がこの時本当に直冬方に付いたのだろうか。瀬野精一郎によれば、この正平十四年頃には、直冬方勢力は既に衰退しており、直冬は石見地方の各武士の要請に応じた文書発給を多数行っているという²⁴⁾。したがって、この文書から益田兼見が直冬方に付いたとすることは難しいといえる。逆に言えば、益田家文書にかなりの点数存在する足利直冬関係文書は、本来の益田家文書ではない可能性もあるということである。そこでまず充所に問題のある文書を見ていこう。

〔充所切斷〕

・貞和五年（一三四九）八月二十八日足利直冬軍勢催促状（『文書』九四三号）

・貞和五年（一三四九）十月一日足利直冬軍勢催促状（『益田實』二六号）

・観応二年（一三五二）十二月三日足利直冬軍勢催促状（『文書』四九号）

・観応三年（一三五二）六月二十日足利直冬軍勢催促状（『文書』五〇号）

・（観応四年（一三五三）・正平八年カ）二月二十八日 足利直冬感状（『文書』五一号）

・正平八年（一三五三）九月二十五日足利直冬感状（『文書』五二号）

・正平九年（一三五四）三月二十八日仁科盛宗奉書（『益田實』四号）

・正平十九年（一三六四）二月一日足利直冬書下（『文書』二五号）

〔充所一部欠損〕

・正平八年（一三五三）六月廿三日足利直冬軍勢催促状（『文書』四九八号）

・正平九年（一三五四）五月二日足利直冬安堵状（『文書』九四一号）

・正平十年（一三五五）十月五日足利直冬感状（『文書』四九九号）
この充所一部欠損とは、充所が「□田彦三郎」となっている文書だが、下記に示すように益田家文書中には岩田彦三郎胤時軍忠状が複数存在する。このことから考えれば、上記三点の文書は「岩田彦三郎胤時」充と解することができよう。以下が岩田胤時軍忠状である。

・貞和六年（一三五〇）十一月十日付（『文書』九四五号）

・貞和六年（一三五〇）十一月十五日付（『文書』九四六号）

・貞和七年（一三五二）正月日付（『文書』九四七号）

三通とも貞和年号の使用を続ける足利直冬方としての軍忠状であり、貞和六年十一月十日の軍忠状証判は、南朝方・直冬方として益田兼見と対立を続けた信性（三隅兼連）が据えている。

それでは、岩田氏と益田氏との間では、どのような関係があったのか。次のような史料が存在する。

史料2 石見守護常勝（山名教清）書下（『文書』八四号）

石見国長野庄内得屋郷地頭職^{四分}除^{（岩田）}事、任胤家契約、益田越中入道周兼知行不可有相違之状如件、

応永十七年八月四日

^{（常勝、山名教清）}
沙弥（花押）

史料3 源頼持・藤原詮世連署書状（『文書』三九号）

得屋郷四分一領家職事、任去月廿五日御奉書之旨、欲打渡益田下野守代官候之処、馬庭但馬守・岩田兵庫助当参之由、被支申候間、不及遵行候、以此旨可有御披候、^{（露脱之）}恐惶謹言、

三月五日

藤原詮世（花押）
源 頼持（花押）

進上 御奉行所

史料2・3ともに長野荘得屋郷の関係文書であり、史料2より岩田氏

は得屋郷地頭職を所持していたと推定できる。では、周兼（益田兼家）との契約によって得屋郷地頭職を益田氏に渡した史料2の「胤家」と、史料3の益田氏代官への得屋郷四分一領家職打渡を妨害した「岩田兵庫助」、さらに軍忠状の「岩田彦三郎胤時」とはどのような関係にあるのだろうか。その点を示唆するのが、益田家文書中に存在する下記の系図である。

史料4 丹治岩田氏系図（国7-2-12）

丹治岩田五郎三郎 彦三郎 五郎三郎 彦三郎 兵庫助
胤家 胤家 胤家 胤家 胤家
胤村 法名道妙 胤綱 胤時 胤幸 胤家

史料2の「胤家」が系図最後の胤家、史料3の「岩田兵庫助」が胤家の父胤幸、そして軍忠状は胤家の祖父彦三郎胤時と推定できる。胤時代のには岩田・益田両氏は互いに敵対陣営に属し、その子胤幸も得屋郷に進出を図る益田氏と敵対していた。しかし応永年間、ちょうど益田氏が波多野氏からの譲りを得たとして美濃地・黒谷関係文書を手にしたのと同じ時期に、岩田胤家と契約して岩田氏の文書を手にしたと考えられる。岩田胤時の文書もこの時益田氏のもとに集積されたと推測できる。

ところで、得屋郷関係では、得（徳）屋氏充文書が益田家文書に存在し、岩田氏と得屋氏の関係も問題になる。その手掛かりになるのが次の史料である。

史料5 某義政書状（『益田實』一八号）

得屋兵庫助本領事、先日任御奉書之旨打渡申候之処、益田方号由緒之地、被支申候、此由為歎申、得屋遠江入道被參候、急速道行候之様、申御沙汰候者、殊可然候、事々期後信之時^候、恐々謹言

七月十日 義政（花押）
森大和入道殿

「得屋兵庫助」と「得屋遠江入道」なる人物が出てくるが、「兵庫助」

は胤幸であり、史料3で、益田方と岩田胤幸が争っている状況とも符合する。とすると岩田氏は得屋郷地頭職の所持から、得屋氏とも名乗っていた可能性があり、岩田氏の文書・系図に得屋氏充と推測できる文書も加えて編年で並べると下記のようになる²⁵⁾。

〔もとは岩田・得屋文書と推定できる文書・系図〕

- (1) 康永二年（一三四三）八月十九日上野頼兼軍勢催促状、得屋三郎兵衛尉充、〔『文書』九三九号）
- (2) 貞和六年（一三五〇）十一月十日岩田胤時軍忠状（『文書』九四五号）
- (3) 貞和六年（一三五〇）十一月十五日岩田胤時軍忠状（『文書』九四六号）
- (4) 貞和七年（一三五二）正月日岩田胤時軍忠状（『文書』九四七号）
- (5) 正平八年（一三五三）六月廿三日足利直冬軍勢催促状、□田彦三郎充（『文書』四九八号）
- (6) 正平九年（一三五四）三月廿八日仁科盛宗奉書、充所無（『益田實』四号）
- (7) 正平九年（一三五四）五月二日足利直冬安堵状、□田彦三郎充（『文書』九四一号）
- (8) 正平十年（一三五五）十月五日足利直冬感状、□田彦三郎充（『文書』四九九号）
- (9) 応安五年（一三七二）八月十三日了俊（今川貞世）書下、得屋遠江入道充（『益田實』二五号）
- (10) 永和二年（一三七六）閏七月八日室町幕府御教書写、得屋三郎左衛門入道充（23譜録ま28『関係史料』二九〇号）
- (11) 〔年未詳〕六月二十五日 某道城書状、徳屋遠江入道充（『文書』九二五号）
- (12) 至徳二年（一三八五）八月十三日 大内義弘預ケ状、得屋入道充（長

府博物館所蔵「筆陳」所収文書、『関係史料』三二二一号)

(13) 応永二年(一三九五)三月十九日 右田弘直打渡状、得屋入道充(『文書』九五七号)

(14) 応永二年(一三九五)三月二十四日右田弘直奉書、充所無、(『益田實』七号)

(15) (年未詳)七月十日某義政書状、森大和入道(良智)充(『益田實』一八号)史料5

(16) 丹治岩田氏系図(国7-2-12)史料4

この岩田・得屋氏の文書一覧からは、ほぼ同時期に得屋遠江入道充と得屋三郎左衛門入道充両方の文書が存在するなど、(16)系図にみえる直系系譜だけではない岩田・得屋一族の拡がりを想定できる。また、この一族が幕府方(岩田・得屋)⁽²⁶⁾(1)から直冬方、そしてまた幕府方に付いたと解釈することが可能である。

それでは岩田・得屋氏が幕府方となった時、益田氏との関係はいかなるものであったのか、参考になるのが史料6である。

史料6〔岩田・得屋〕⁽¹⁰⁾

注進状披見候、於石州益田城致忠節之状、尤以神妙也、殊可抽戦功之状、依仰執達如件、

永和二年閏七月八日

(細川頼之
武蔵守 判)

得屋三郎左衛門入道殿

史料6については、井上寛司が、大内弘世の石見守護職解任に伴い、弘世と結ぶ益田氏を得屋氏や内田侯賀氏らが攻撃したことに対する幕府方感状の可能性が強いと指摘している。⁽²⁷⁾史料6と同日同文の内田侯賀新三郎充室町幕府御教書(『関係史料』二八九号)も存在し、さらには史料6と同日付の得屋遠江入道充室町幕府御教書(『万代家文書』『関係史料』二八八号)もあるので、この時得屋一族は侯賀氏らと同一行動を

とっていたといえる。この行動が益田氏に敵対する行動なのかが問題になるが、参考となるのが、益田家文書に存在するこの時期の室町幕府関係文書である。永和二年(一三七六)七月二十五日室町幕府御教書(『文書』五六号)、永和二年閏七月二十九日室町幕府御教書(『文書』五〇〇号)の二通だが、両通とも充所が切断されていて他氏文書の可能性が高く、⁽²⁸⁾この時期、益田氏が室町幕府から文書を得ていない事は確かである。すなわち永和二年、益田氏は幕府と対立し、幕府方に付いた得屋氏らは益田氏を攻撃したといえよう。この構図は至徳二年(一三八五)頃と推定される大内義弘と益田氏とが対立した際にも再び出現したと推測でき、(岩田・得屋)⁽¹²⁾は大内義弘が「得屋入道」に「得屋領家職・同地頭方四分方」を預け置いたものである。この時大内義弘は、同じく益田氏と対立する周布氏や内田侯賀氏とも結んでいる。

こうした岩田・得屋氏の動きは、周布・侯賀などの周辺武士たちと通じるもので、益田氏と対抗的である。しかし、益田氏の大内義弘との和解という情勢変化の中で、史料2にみるように、応永十七年(二四二〇)には得屋地頭惣領家である岩田胤家は益田氏と契約し、得屋郷地頭職とともに、上記の岩田・得屋文書を益田側に渡したと考えられる。

以上、足利直冬発給文書を手掛かりに、益田家文書のなかに他氏文書を探し、岩田・得屋氏の文書を確認したが、同じ直冬関係文書ということでは、田村孫四郎盛家に充てた貞和六年(一三五〇)四月二十一日足利直冬下文(『文書』九四四号)も存在する。長野荘白上郷を勲功の賞として充行うという内容だが、この田村氏は周布氏の一族で、鎌倉時代には那賀郡来原別符地頭職に補任されている。⁽²⁹⁾益田家文書にはこの田村氏充文書がもう一通存在し、それは同じ盛家と推定できる田村孫四郎入道充、延文四年(一三五九)八月二十一日荒川詮頼奉書(『文書』九五二号)である。直冬の勢力が衰退するなか、田村(来原)氏は幕府方に

付いたものとみられ、本知行地安堵を得ている。益田氏が周布氏庶家田村氏の文書入手した契機は不明だが、「白上郷」を充行う内容などから文書存在自体が益田氏にとつての脅威と捉え、自身の元に集めたものと考えられる。

また南朝方として益田氏と敵対した高津氏については、貞和七年（一三五二）三月二十七日足利直冬下文『益田實』三九号）がある。高津氏は流通の要地高津郷を拠点としているが、高津郷に関しては、「石見国長野荘各郷下司系図」（国7-2-15）を考察した際にも、高津郷郷務をめぐる本所・領家と地頭との相論を示す延応二年（一二四〇）四月二十六日北条重時書状（『益田實』一三三号）に言及した⁽³⁰⁾。こうした文書の手入も益田氏が高津郷を重視したことを窺わせる。そして同様な意味で、河原太郎右衛門尉充正平九年（一二五四）四月十三日仁科盛宗奉書（『文書』九四九号）も、その文言中に「石見国角井村」という長野荘の所領が記載されているために、益田氏が入手したものと考えられよう。

(3) 虫追氏の文書

波多野氏、岩田・得屋氏と、益田氏が集積した文書には長野荘関係が多い。ところでこの長野荘の領家について、西田友広は下部氏であると指摘しているが、史料7・8・9はその領家下部氏が出てくる文書と推定される。

史料7 関東下知状（『文書』四号）

可早且停止掃部助仲広非論^(下部力)、且任先御下知旨、令右衛門尉兼季、如元為石見国長野庄内飯多郷地頭職事、

右如今年二月九日問注記者、彼此申状子細雖多、所詮兼季三代知行之旨、仲広承伏之上、可為地頭之由、兼季度度給御成敗状畢、然則任先御下知之状等、停止仲広非論、不可有相違之状、依仰下知如件、

貞応二年五月廿五日

^(北条義時)
前陸奥守平（花押）

史料8 卜部某下文（『文書』五号）

下 長野御庄内美濃地黒谷郷

可令早以当郷付惣政所致其沙汰事

右郷、守関東御下知并六波羅殿施行及社家政所御下文等之状、云当年所当、云年年未済、為惣政所沙汰、可令催済之状如件、住人等宜承知、敢不可違失、故下、

延応元年九月三日

（花押A）

史料9 卜部某下文（『文書』六号）

下 長野御庄惣政所

可早充行給田式町給昌參町事

右件給田昌者、以国頼入道之跡、所充給国久也、早任彼例、停止万雜公事、可令充行之状如件、

宝治元年五月 日

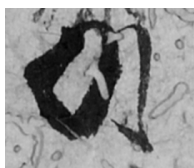
（花押B）



（花押A）



（花押B）



（花押C）

史料8・9については若干説明しなければならない。両文書には奥上署判があり、その主は文書の内容から長野荘の荘園領主側に連なる地位の者であることは確かだが、花押に関して手掛かりがなかったため、文書名も「某下文」となっていた。しかし「散位卜部宿祿某」が花押を据えている承久三年（一二二二）□□日散位卜部宿祿某下文（前欠）（益

田實』一七号)の発見によって、その花押(花押写真C)と、史料8・9の花押(花押写真A・B)とを比較すると、類似していることから、史料8・9は領家卜部氏の発給文書である可能性が出てきた。領家というその地位も文書の内容に適合的であり、史料8・9は長野荘領家卜部氏の下文と推定できる。

ところで、史料7は長野荘飯多郷地頭職をめぐる益田兼季と領家掃部助卜部仲広の相論において兼季勝訴の文書なので、鎌倉時代の益田氏嫡流家に伝来した蓋然性の高い文書だが、史料8・9はどうか。文書の内容からは長野荘惣政所職を所持した者に与えられたと考えられるが、参考になるのが建武四年(一三三七)五月日虫追政国軍忠状(『文書』九三五号)である。そこには「長野庄惣政所虫追四郎左衛門尉政国」とあり、史料9とあわせると、長野荘惣政所職を所持していたのは虫追氏で、「国」字を通字としている一族であると推定できる。したがって史料8・9は両文書ともに長野荘惣政所虫追氏に与えられたものであり、史料9の「国頼入道」「国久」は虫追氏といえよう。このように元は虫追氏の文書であったと推定できるものを広義の益田家文書中に探していくと、次の文書となる。

〔もとは虫追文書と推定できる文書〕

- (1)延応元年(一二三九)九月三日卜部某下文(『文書』五号)史料8
- (2)宝治元年(一二四七)五月日卜部某下文(『文書』六号)史料9
- (3)嘉元二年(一二三〇四)七月二十七日某補任状(長府博物館「筆陳」所収文書、『関係史料』四一号)
- (4)元応二年(一二三二〇)十二月十七日某袖判行忍奉書(長府毛利家文書、『関係史料』六〇号)
- (5)建武四年(一二三三七)五月日虫追政国軍忠状(『文書』九三五号)
- (6)康永三年(一二三四四)八月十七日某袖判安堵状(『文書』九四〇号)

(7)応安七年(一二三七四)七月二十八日卜部仲光安堵状(『文書』九五三号)

(8)(年未詳)十二月十五日某書状(東殿充)(『文書』九二七号)

このうち、(7)は充所を切断されているが、「長野庄惣政所職事 自己父之時所被恩補也」とあるので、虫追氏充と解することができる。また(6)は、「飯多・市原・高津郷務并給分」について、虫追政国の計らいを承認する文書なので虫追文書と考えられる。また(8)は「本郷并新白上・市原庄務以下事、国久仮雖令死去候、国連一切不可有相違候也」とあるので、「虫追」(2)(史料9)に出てくる「国久」死去後に関する内容と判断でき、やはり虫追文書とみなせる。⁽³³⁾

これらの文書から、虫追氏の系譜は、次のように推定できる。

国頼入道―国久―国連：政国

史料7の関東下知状からは、益田兼季が長野荘飯多郷をめぐる同荘領家卜部氏と激しく争ったことがわかる。その卜部氏は、同荘惣政所虫追氏を通じて長野荘支配を行っていたことが虫追氏の文書から確認できるので、益田氏は自身の長野荘支配を正当化するためにも、虫追氏の文書を集積する必要があったと考えられる。入手の時期は、波多野氏や岩田氏のように明確にできないが、「虫追」(7)以降のやはり南北朝末期と推定できよう。

(4) 大家荘関係の文書

益田家文書の他氏文書には、益田荘・長野荘以外に邇摩郡にある大家荘関係の文書も存在する。大家荘は貞応二年(一二二三)三月日の石見国中荘公惣田数注文案(『文書』八六一号)では九十八町余とされる広大な荘園で、本郷東と西郷以下温泉津郷・福光・佐摩などいくつかの地域からなっていた。このうち福光や西郷については周布氏・福屋氏一族が地頭職を所持していた所見がある。⁽³⁴⁾一方、東郷に関する史料は広義

の益田家文書に複数存在する。下記の史料である。

〔益田家文書中の大家荘に関する史料〕

- (1) 文治三年（一一八七）七月十三日石見国大家郷内東方田数注文（『益田實』五五号）
 - (2) 承久二年（一二二〇）二月二十四日 関東下知状（『益田實』八号）
 - (3) 寛喜元年（一二二九）五月九日藤原頼経袖判下文（『益田實』一二号）
 - (4) （寛元元年（一二四三））十二月七日北条経時書状（『益田實』二二二号）
 - (5) 寛元二年（一二四四）正月二十七日六波羅施行状（『益田實』一三三号）
 - (6) 建治三年（一二七七）十月九日 某袖判沙弥上蓮奉書（東郷右衛門太郎充）（『文書』九三二号）
 - (7) 延慶元年（一二三〇）十二月二十四日 六波羅下知状（『文書』七号）
 - (8) 永正元年（二五〇四）十二月六日 小笠原長隆契約状（大家兼公充）（『文書』九七〇号）
 - (9) 「大系図」（国7-6）
- (2)は安堵対象部分が欠落しているが、大家荘惣公文職を安堵する寛元元年（一二四三）十一月廿三日関東御教書（保阪潤治氏所藏手鑑）に引用された証拠文書「承久二年二月廿四日当家御下文」に相当し、大家荘惣公文職を、源国知の養子として、系譜的には在庁官人と推定できる伴惟行に安堵した文書であることが指摘されている。また(4)・(5)はともに充所切断だが、源次郎と称するようになった惟行の惣公文職関係文書である。一方(3)は大家太郎友光が、刺賀九郎友綱との相論和与を経て大家荘東郷地頭職を安堵された文書であり、大家荘東郷地頭職の初見である。また(6)の充所は東郷を名乗るが大家氏と考えられる。(7)は「佐摩村地頭」が「久利郷地頭」久利祐房息女を訴えたものであり、佐摩村地頭は大家氏一族の可能性がある。なお(8)は中世後期に飛び、小笠原長隆と大家兼

公の同盟関係を示す。⁽³⁶⁾これらの文書を益田氏が入手した経緯・時期は不明である。

(5) 三隅永安氏の文書

三隅永安氏は益田氏とは同族だが、応安年間に永安周防入道祥永（兼秋）が益田祥兼（兼見）を訴えた益田荘内弥富名下村半分地頭職等をめぐる相論については検討したことがある。⁽³⁷⁾相論発生の根源には、益田兼長が未処分て死去した後の所領配分をめぐる問題があった。配分の際、兼長後家阿忍は弥富名下村半分地頭職等も配分されたとして、阿忍の兄弟にあたる永安兼祐の曾孫祥永が、自らの権限継承を大内氏に訴えたのである。史料10は永安氏が根拠とする阿忍が配分を受けたとする関東下知状であり、先の相論に関係していることが推定できる。

史料10（国7-2-5）*系図部分省略

可早以尼阿忍領地、亡夫左衛門太郎兼長遺領石見国伊甘郷・弥富名并北山道内田参町柒段及小石見郷田参町陸段事

右、任配分状、可令領掌之状、依鎌倉殿仰下知如件、

文永十年四月十七日 相模守平朝臣御判

左京権大夫平朝臣御判

ここに引用された尼阿忍が得たはずの関東下知状は、応安年間の相論発生時には益田氏側の文書に存在しなかったと考えられ、それ故、文書を所持する永安氏側から訴えられたのである。しかし、この相論に密接に関係する阿忍の置文や讓状等、次のような阿忍関係文書は、現在益田家文書中に存在する。

- (1) 正和二年（一一三三）十一月二日六波羅御教書（『文書』八号）
- (2) 正和二年（一一三三）十月十五日尼阿忍讓状（『文書』五〇四号）
- (3) 正和五年（一一三六）二月二十一日尼阿忍置文（『文書』五〇五号）
- (1)は「伊甘郷地頭」となった阿忍が福屋郷地頭を訴えた時の召文であ

る。⁽³⁸⁾ また(2)は伊甘郷地頭職を阿忍孫藤原氏女鶴夜叉に譲る内容だが、先年山道孫太郎入道道忍(益田兼弘)に譲与したところ、祖母敵対と下文・下知状等の抑留があったため、道忍から悔い返し氏女に譲ると明記している。また(3)は伊甘郷について鳥居女房を阿忍の後の惣領とする旨を命じた置文である。道忍は益田惣領家に連なる人物なので、文永年間の配分関係下文・下知状が益田惣領家に伝わったとしても、彼に抑留されたという説明がつく。しかし先に指摘したように、益田家文書には文永の未処分所領の配分に関わる文書自体は残っていない。さらにいえば、これら阿忍関係文書が益田家文書に伝わるためには、鶴夜叉・鳥居女房が益田惣領家、あるいは兼見家と何らかの関係を持っているはずだが、その事を示す手掛かりはない。このように阿忍関係の文書自体、益田家文書として伝わったことは自明ではないといえる。

文永の配分下知状という阿忍関係の文書を所持していた永安氏だが、他の阿忍関係文書も永安氏の側に伝わり、それを益田氏が後に入手したとする確証はない。しかし少なくとも益田氏に集積された永安氏の文書が存在することは確かで、下記の文書・系図がそれと推定される。

〔もとは永安文書と推定できる文書・系図〕

- (1) 益田・永安系図および文永十年(一二七三) 四月十七日関東下知状案(国7-215) 史料10
- (2) 元亨四年(一二三四) 四月十日六波羅御教書(弥次郎(永安兼員)充)〔『文書』九三二号〕
- (3) 正中三年(一二三二) 四月十六日六波羅御教書〔『文書』九三四号〕
- (4) 元弘三年(一二三三) 七月二日藤原(永安) 兼員着到状〔『文書』四九六号〕
- (5) (至徳三年(一二八六) 九) 六月九日大内義弘奉行人連署書状、〔永安近将監(兼之) 充〕〔『文書』九五五号〕

(6) 嘉慶二年(一三八八) 十一月十九日大内氏奉行人連署奉書(永安左

近将監充)〔『文書』九五六号〕

(7) 益田・永安系図(国7-216)

(2)は、益田莊雜掌が当莊内小弥富地頭に年貢弁済を求めた訴えに関するもので、充所の弥次郎は(1)(7)系図にみえる永安兼員である。(3)は同じ系図に見える永安祐賀(兼榮)の女子が、永安別符・益田莊小弥富名以下地頭職について、兄弟である尼良海・兼員を訴えたもので、(4)永安兼員の着到状同様、これも永安氏の文書であることは明らかである。(5)は大内義弘と益田氏との対立時、義弘方が益田氏と対立する永安氏に「由緒地」を与えると誘った文書。(6)も(5)に関係し、永安氏が義弘の命に従うことを督促する内容となっている。以上のように、時期は確定できないが、岩田・得屋氏と同様、大内義弘と益田氏が和解した後、何らかの事情で益田氏は永安氏の文書を入手したものと推測できる。

(6) 乙吉氏・宇地氏の文書

原屋邦司氏所蔵文書に含まれる益田莊内乙吉村一分地頭職関係文書と益田莊北山道内宇地村地頭職関係文書については以前にも考察したが、この文書は益田兼見の孫で乙吉地頭を称した刑部少輔家が所持し、近世初期に津毛八幡宮神主家原屋氏に入った可能性がある。しかし文書の内容を見ると、下記に整理するように、本来は鎌倉幕府御家人乙吉氏一族の文書と、益田氏一族宇地氏の文書からなり、それが婚姻等によって統合され、その後益田兼見のもとに集積され、一部は益田刑部少輔家に渡されたのではないかと推測できる。

最初に鎌倉幕府御家人乙吉氏の文書についてみると、下記のように原屋文書以外にも、狭義の益田家文書や長府毛利家文書、「譜録」の益田隼人家文書にも存在する。⁽⁴¹⁾

〔もとは乙吉文書と推定できる文書・系図〕

- (1)貞応二年(一二三三) 九月廿六日預所某下文〔長府毛利家文書〕『関係史料』六号)
 - (2)寛喜三年(一二三二) 十一月十二日関東御教書〔長府毛利家文書〕『関係史料』八号)
 - (3)〔建長七年(一二五五)〕三月十五日北条時頼書状案〔文書〕九二九号)
 - (4)正嘉二年(一二五八) 三月十八日関東御教書(乙吉小太郎(兼宗)充)〔長府毛利家文書〕『関係史料』一二二号)
 - (5)正応三年(一二九〇) 九月二十九日尊印讓状案〔原屋文書〕『関係史料』三一号)
 - (6)正安二年(一二三〇) 三月十一日藤原宗胤讓状〔原屋文書〕『関係史料』四〇号)
 - (7)建武四年(一二三七) 正月二十日道祐讓状〔原屋文書〕『関係史料』一〇九号)
 - (8)建武五年(一二三八) 正月十三日道祐讓状〔原屋文書〕『関係史料』一一八号)
 - (9)貞和七年(一二三二) 三月二日道教申状并足利直冬安堵裏書〔原屋文書〕『関係史料』一九八号)
 - (10)貞治六年(一二六七) 正月十日おとつる女讓状〔原屋文書〕『関係史料』二七五号)
 - (11)応安七年(一二七四) 五月二十日尼けん心置文〔原屋文書〕『関係史料』二八四号)
 - (12)乙吉土田相伝系図(国7-2-4)
- 上記(1)・(4)・(12)は原屋文書以外の乙吉関係文書だが、「原屋文書」分も含め、乙吉郷下司(乙吉)(1)から乙吉村地頭となった鎌倉幕府御

家人乙吉氏の文書と考えられる。鎌倉末期〜南北朝初期の当主道祐は、息女けんしん房と養子六郎次郎入道教意に所領を分与し(乙吉)(7)・(8)〔乙吉村一分地頭〕(乙吉)(9)・(10)が成立、けんしん房息女おとつる女はおそらく宇地兼里との間に子息彦三郎兼なかをもうけ、乙吉一分地頭職を彼に譲っている(乙吉)(10)。

一方宇地氏の文書は次の通りである。

〔もとは宇地文書と推定できる文書〕

- (1)建武五年(一二三八) 二月十七日は阿讓状〔原屋文書〕『関係史料』一二〇号、(4)にあり)
 - (2)正平十五年(一二六〇) 八月十七日宇地兼里讓状〔原屋文書〕『関係史料』二五六号)
 - (3)応永廿四年(二四一七) 十一月二十八日宇地道中讓状并益田兼理安堵裏書〔原屋文書〕『関係史料』三四三号)
 - (4)年未詳 宇地申状具書目録〔原屋文書〕『関係史料』一二四号)
 - ①正応二年(一二八九) 正月十三日 ゆつり状
 - ②元亨二年(一二三二) 二月二十七日 沙弥道忍(山道孫太郎兼弘) 去状
 - ③元亨二年(一二三二) 閏五月十三日 六波羅下知
 - ④元徳二年(一二三〇) 五月十三日 因幡法橋請取
 - ⑤元弘^三年七月廿六日 官符
 - ⑥同(元弘^三年) 九月十二日 国宣
 - ⑦建武二年(一二三五) 七月六日 長弘^{天内}紛失状
 - ⑧建武二年(一二三五) 七月十七日 益田兼世文書紛失証状〔文書〕一号)
 - ⑨建武五年(一二三八) 二月十七日は阿讓状(宇地)(1)
- 祥兼(益田兼見)が応安元年(一二六八)の文書紛失状の冒頭に置い

た益田氏惣領兼世の文書は、宇地村地頭職文書の紛失に際して是阿に出された、本来は宇地文書であり、応安段階で祥兼が乙吉文書を含む宇地文書を既に入手していたことが確認できる。その後、乙吉・宇地文書の一部は、兼見の子息で庶流の乙吉地頭益田刑部少輔家に譲渡され、これが現在の原屋文書の一部として伝来したと考えられる。

最後に、こうした文書集積以前の益田家文書について考えてみよう。

三 文書集積以前の益田氏の文書

益田氏の文書集積はその所領支配の正統性を確保するためになされたことが、いくつかの他氏文書集積の事例によって推測できる。益田兼見（祥兼）は南北朝の混乱の中で、鎌倉時代以来の惣領家に代わり益田氏の所領を確保すべき役割を担った。彼がその立場となった時、益田氏の所領とされる各地域の関係文書ほどの程度その手元にあつたのだろうか。表「広義の益田家文書編年文書目録（十四世紀以前）」（稿末掲載）

は、年代がほぼ判明する益田家文書のうち、益田氏が室町幕府から初めて安堵を得た永徳三年（一三八三）の本領安堵を経て、益田氏が大内氏・室町幕府と安定した関係を築くようになる一四世紀より以前の文書を編年順に並べたものである。薄く網がかかっているのは案文も含めた益田嫡流家あるいは益田兼見家の文書と推定できるもの、もしくは他氏から集積されたか否かが不明の文書である。それ以外は、本来は他氏文書と推定できるもので、伝来の箇所には、もとは何氏の文書かを推定した。充所切断文書については、他氏文書と考えられるが、誰に充てられたのか不明のものが多⁽⁴²⁾い。この表をみると、これまで取り上げてきた波多野、岩田・得屋、虫追、大家、三隅永安、乙吉、宇地の各氏、また岩田・得屋氏の項で言及した田村氏、高津氏、河原氏以外にも、倭文・都野氏などの文書がみられる。益田氏は内乱によって鎌倉時代に遡りその領有を

証する文書のほとんどを失ったと推定でき、阿忍の文書の一部を有していた三隅永安氏による応安年間の訴訟は祥兼の危機感を強めたと考えられる。

こうした益田氏にとり領有の新たな起点となったのが、「公驗以下本文書紛失」にもかかわらず、案文の提出によって獲得できた永徳三年の室町幕府安堵である。

史料11 足利義満御判御教書『文書』一〇号（番号・傍線は筆者による。）

（花押）
足利義満

石見国益田庄①本郷^{号益田郷}②東北両山道村、③弥富名、④乙吉・土田両村、⑤岡見村、⑥飯田郷、⑦伊甘郷、⑧宅野別符等事、公驗以下本文書紛失云々、早任相伝、益田越中入道祥兼可令領掌之状如件、

永徳三年二月十五日

史料11に記載された①～⑧の番号を付した各所領が、祥兼に領有されるまでの経路をみると、下記のようになる。

- ①益田荘本郷 益田兼長―女子―兼弘（道忍）―兼世―…祥兼
- ②同東北両山道村 同右
- ③同弥富名 益田兼長―後家阿忍―…永安氏との相論…祥兼
- ④同乙吉・土田両村 乙吉氏一族が領有…祥兼
- ⑤同岡見村 不明⁽⁴³⁾
- ⑥長野荘飯田郷 益田兼季―…祥兼
- ⑦伊甘郷 益田兼長―後家阿忍―藤原氏女鶴夜叉・鳥居女房…祥兼
- ⑧宅野別符 某兼忠―兵庫助入道志孝…祥兼⁽⁴⁴⁾

益田氏が史料11によって初めて幕府から安堵された各所領の伝来を確認するため、永徳三年以前のこれらの所領と祥兼（兼見）との関係を示す文書を探してみると、①②③⑦⑧の所領については、貞治五年（一三六六）十一月十八日石見守護代掃部助高弘書状（『文書』二六号）がある。

これは守護代と考えられる高弘からの安堵挙状だが、軍功に対する恩賞として兼見の申請によって発給されたもので、証拠文書等は提出されていないと考えられる。この文書以外に、①②⑧の特定所領の名称が出てくる文書は祥兼自身の讓状のみである。

問題は、先の永徳の安堵を獲得するための「支証」にもなった「御判之案文」（『文書』一・二号）、具体的には「文書」一・二号の各案文のものと成る文書を、益田氏がどのように得たのかという点にある。益田家文書中の他氏文書を分析した結果からも、蓋然性の高い結論は導き出せていない。もちろん、益田兼見が当初からこれら案文を所持していたという可能性も否定できないが、益田氏固有の鎌倉時代の文書が『文書』四号と一連の阿忍関係文書しか確認できない状況の中では、これらの文書を兼見が所持していた理由はやはり不明というほかはない。⁴⁶

一つの可能性としては、阿忍の伊甘郷関係文書も含めた『文書』一・二号の各案文は三隅氏に伝来し、それを益田兼見が入手したという考え方だが、その点で注目できるのは、三隅氏の文書十三通を兼見が受け取った旨を記す（貞治五年（一三六六）五月六日益田兼見文書請取状（『文書』八七八号）の存在である。三隅氏は益田氏と同族だが、南北朝の争乱では南朝方・足利直冬方であり、北朝方の益田兼見とは対立を続けた。その三隅氏の文書を兼見が受け取った経緯は不明で、充所の「しやうえんの御房」も詳しくはわからず、さらに受け取った文書の内容も不明瞭で現存文書との対応関係を導くことは難しい。ただし南北朝期のものだが、益田家文書中には三隅氏に關係する文書も存在し、正平九年（一三五四）六月十四日信性（三隅兼連）安堵状（『文書』九五〇号）は某兵衛藏人充「石見国眼代職」の安堵であり、三隅氏が南朝方として国衙に深く関与していたことを示すと指摘されている。⁴⁷

しかし、たとえば康永四年（一三四五）に本領安堵の手継証文を益田

氏同様紛失したとする一族周布氏の鎌倉時代の文書案文をみても、御家人としての鎌倉幕府発給文書が中心であり、三隅氏が『文書』一・二号のような「支証」を所持していたとはなかなか考えにくい。治承・寿永の内乱期に偏している益田氏の「支証」には、その後領有した所領に限定されない安濃郡・邇摩郡・邑智郡も含んだ広域所領が記載されており、石見国の広大な領域を支配したとの主張が顕著である。そこでこれまでも国衙在庁官人との関係、そこに伝来した文書を元にした可能性が指摘されていた。その点で参考になるのが、長村祥知が考察している毛利家文庫遠用物に伝わる「木曾義仲下文写」である。⁴⁸これと一具の中原広元奉書案は、ほぼ同文のものが祥兼の「支証」として用いられているが（『文書』二二号）、「木曾義仲下文写」については、これまで存在が知られていなかった。この文書は「川合源三実弘」などと漢字を宛てることが可能な「かひいけんさうさねひろ」の名は出てくるが、益田・周布・三隅氏らの祖とされる「こんのすけかねたか」（兼高）の名は出てこない。祥兼の「支証」には使われなかった可能性がある。文書の内容からは、国衙在庁関係者に伝わった可能性が高く、国衙との関係という点では、先に見た大家莊関係の文書入手と関係している可能性も推測されるが、現在のところ他に証拠はない。

以上のように、永徳の安堵を得る以前の益田家文書の構成については不明な点が多く、鎌倉時代の益田惣領家がいかなる文書を有していたのかは課題である。

おわりに

鎌倉時代の益田氏は不明な点が多いが、そのなかでも特に長野荘においては、益田氏がどのような権利を有していたのか、領家卜部仲広との長野荘本郷飯多（田）郷をめぐる競合以外（『文書』四号）はほとんど

史料が無く不明といわざるを得ない。そもそもこの関東下知状も、何故これだけが原本で伝わるのか不明である。しかし、永徳の安堵をみても、長野荘内の祥兼の所領が、飯田郷のみであることには注目できよう。「長野荘各郷下司系図」(国7-2-15)にみるように、長野荘には中世初期より各郷に藤原・紀姓などを持つ下司たちが蟠踞していた。そのなかで、益田氏は長野荘内では安富郷下司に過ぎなかったと推測できる。⁵⁰益田氏の長野荘への本格的進出は度々触れた領家との飯多郷地頭職相論にみるように鎌倉期に始まる。そして高津氏や岩田・得屋氏等の衰退など、南北朝争乱によるこの地域の武士たちの消長を経て、十四世紀末には、益田荘を獲得した祥兼、益田兼見の家が本格的な領有拡大を行っていく。そして長野荘の飯田郷以外の所領は、次のように他氏との契約等を根拠によって確保拡大していったのである。

得屋郷 応永十七年(二四一〇)岩田胤家契約に任せ(『文書』八四号)
美濃地 応永十三年(一四〇六)波多野弘正讓状に任せ(『文書』五一八号)

黒谷 応永九年(一四〇二)頃、周防入道源征契約状に任せ(『文書』七四号)

他氏から獲得した文書を所領安堵申請の証拠文書として利用していることについては、波多野氏の文書の箇所すでに指摘した通りであり、その所領、美濃地・黒谷については、特に吉見氏との間で激しい安堵獲得の争いを繰り広げていく。

ただし、「(長野)庄内七郷」と呼ばれる高津・角井・吉田・安富・豊田・横田^{梅月}・小坂という「長野荘各郷下司系図」の各郷については、文明六年(一四七四)(『文書』一三四号)の足利義政御判御教書にて還付安堵という形で初めて具体的名称が出てくることには注意を要しよ

う。こうした流れは、この地域を本拠とする中小武士を編成していく動きと、上位権力からの安堵獲得の運動が同時並行的に進められる形で現れ、その経緯の中でも文書が集積されていったことを意味している。さらに注意しなければならないのは、文書のみを見ていくと、上位権力が絶対的存在のようにもみえるが、文書の世界とは、この同時並行的に進められている所領拡大運動の一面の象徴に過ぎないともいえることである。文書の向こうに「当知行」、実効支配への動きを確実に見ていくべきであろう。

益田家文書は、分家に与えられた文書も一体的に見ていくことによつて、一つの武家の文書戦略とでもいえる様相を具体的に検討することができる稀有の史料群である。そして、そこに益田氏のみならず、この地域の武士たち複数の「文書の世界」を残す点でも大変貴重である。伝来文書の「由緒正しさ」は知行安堵において上級権力者が重視した視点だが、文書の分散と集積を見ていくことによつて、そうした視点を越えた歴史学の観点からの史料群分析が深まるといえよう。⁵¹

註

(1) 益田家文書では、毛利家での地位を確立した益田元祥関係文書が、中世から近世への移行期に相当数存在し、中世文書と近世文書を厳密に区分することは難しい。近世文書も含めた東京大学史料編纂所所蔵・寄託益田家文書の詳細については科学研究費研究成果報告書「大規模武家文書群による中・近世史料学の統合的研究―萩藩家老益田家文書を素材に―」(二〇〇八年)(以下、本稿では「科研報告書」と略す。)を参照。

(2) 一九五八年に益田家より東京大学史料編纂所が寄託を受け、一九八八年に益田家より購入および寄贈を受けた部分である。詳細は註(1)『科研報告書』所収の拙稿「益田家伝来の中世史料」、宮崎勝美「益田家伝来の近世史料」の両論考、および『大日本古文書 家わけ第二十二 益田

家文書之一」出版報告」(久留島典子執筆)、『東京大学史料編纂所報』第三五号、二〇〇〇年)を参照。

- (3) 大部分は二〇〇三年に山口県須佐町(現萩市須佐町)の益田館から史料編纂所に移され益田家より寄託を受けた。現在、近代文書の一部を除くほぼすべての益田家所蔵文書は史料編纂所に寄託されている。註(2)宮崎勝美論文が指摘するように、内容は近世文書だが、唯一、山口県教育委員会文化課編『益田家歴史資料目録』(山口県教育委員会発行、一九七九年)において整理番号国7と付与された系図のまゝは、そのなかに中世文書が写され、系図自体も中世に遡る可能性があるものを含むのでここに入れた。この系図については、拙稿「益田氏系図再考―史料編纂所寄託益田氏関係系図の紹介と考察―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二九号、二〇一九年三月)において紹介と考察をおこなった。なお以下本稿でこの系図について言及するときは、上記久留島による紹介に付した「国7子番号/孫番号」の形の目録番号を使用する。

- (4) 山口県文書館毛利家文庫の請求番号を記す。なお註(1)『科研報告書』の拙稿「毛利家文庫『譜録』所収の中世益田家文書」参照。

- (5) 原屋邦司氏文書の大部分は津毛八幡宮関係文書だが、鎌倉―南北朝期の十一通の文書は、益田庄乙吉村一部地頭職・益田庄宇地村地頭職に関する文書で、その内容から益田氏の庶子家に伝来したものと考えられる。註(1)『科研報告書』では、拙稿「原屋邦司氏文書の紹介と考察」として史料紹介をおこなった。なお原屋邦司氏文書には、上記十一通の中世文書の他、文和二年十月五日乙吉・土田村内検目録(「関係史料」二三四号)があり、乙吉村はこの時点で既に土田村と一体化していることが確認できる。

- (6) 中司健一「史料紹介 山口県文書館寄託『益田高友家文書』中世分の翻刻と紹介」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二五号、二〇一五年三月)。
(7) 田中大喜・中島圭一・中司健一・西田友広・渡邊浩貴「資料紹介 益田實氏所蔵新出中世文書の紹介」(『国立歴史民俗博物館研究報告』212集、二〇一八年)。同論考を『益田實』と略し、益田實氏所蔵文書の出典とし

てその文書番号を示す。

- (8) 註(1)『科研報告書』所収の拙稿「新出周布文書の紹介と考察」では、「閔閔録巻百二十一 周布吉兵衛」(『萩藩閔閔録』第三卷、山口県文書館編集発行、一九六七年。なお本稿で「閔閔録」を示す場合は巻数と提出者名のみを記し、刊本の巻数等は略す。)や新出の萩博物館保管周布文書等をまとめた一覧表を作成した。

- (9) 「閔閔録巻六十八 三隅勘右衛門」は十六世紀以降の文書である。

- (10) 安富家文書は安富・丸毛氏の文書だが、「安富」地名の出でくる益田氏・周布氏所蔵の最も古い時期の文書写しが含まれ、自らの最も古い文書は嘉元二年の安富地頭充閔東御教書案というものである。その内容から石見国御家人安富郷地頭の文書といえるが、安富郷は註(3)拙稿で触れたように、中世初期段階で益田氏の可能性がある者が下司職を持っていた、長野荘で最も早く益田一族が進出していたとみられる所領である。安富氏と周布氏・益田氏との関係は明らかでなく、ここでは周布氏等の文書と同じ扱いとした。

- (11) 俣賀文書については、鈴木国弘編『日本大学総合図書館所蔵 俣賀文書』(鈴木国弘研究室発行、一九八六年)、上島有「ある文書の流転の旅―俣賀家文書の分散とその復元」(『古文書研究』五五号、二〇〇二年)参照。

- (12) 註(1)『科研報告書』所収の拙稿「益田金吾家文書(中世分)」の紹介と考察を参照。

- (13) 註(7)『益田實』の「はじめに」(二〇二頁)では、「所蔵者の益田實氏が当主を務める平安古益田家」は、「益田元祥の四男就之を祖とする家である。」と説明されているので、⑥も③とおなじC分家の所蔵文書ということになる。しかし、③「譜録 益田兼定」所収文書と⑥益田實氏所蔵文書の内容はまったく重ならず、この点についてはさらなる検討が必要である。ただし註(3)拙稿補註(4)でも指摘したように、譜録編纂時に未提出であった文書のみが同家に現在まで伝わった可能性も否定できない。いずれにしろ、③⑥は同類の文書と考えてよいであろう。

- (14) 註(6)中司論文参照。

- (15) 益田越中家の文書の内、中世文書のすべてと近世文書の一部は、近世

益田家において卷子装にするなど整理がなされ、百十七までの番号が付されている。その部分は明治二十九年（一八九六）史料編纂掛によって須佐居住の当時の当主益田精祥氏のもとに採訪が行われ、明治三十一年（一八九八）には「益田家什書」という書名で二十四冊の謄写本（請求記号207136）が作成されている。なお、前年明治三十年頃史料編纂掛令写とされる十二冊本（請求記号47132）は七十二軸までの写である。

- (16) 現状では百十七軸に番外八軸が追加されているが、この番外部分は史料編纂所に寄託された一九五八年当時既に存在し、一九六二年撮影の写真帳（請求記号51131）にも収載されている。この部分の文書は、後から卷子装にされたものと推定でき、番外二軸にある織田信長書状、豊臣秀吉書状等は、益田氏に充てられたものではなく、後の収集文書の可能性が高い。

- (17) 「益田家什書」によれば、第四十六軸は「近衛信尋公御自筆 一通」、第九十軸は「益田家於石州被官中間書立」である。

- (18) 堀江知彦編『日本の美術 室町時代の書』（至文堂、一九八一年）に原本の写真が掲載されている。なお同文書は、和田秀作編『戦国遺文 大内氏編』第一巻（東京堂出版、二〇一六年）六五号文書として収載されたことで存在を知った。

- (19) 『関係史料』は、長府博物館所蔵「筆陳」所収文書・長府毛利家文書について、もとにした刊本を明記して収載している。本稿でこれらの文書を示す場合は、『関係史料』何号と記す。

- (20) 早く福田榮次郎「石見国益田氏の研究」（『歴史学研究』三九〇号、一九七二年）で指摘され、註（3）拙稿でも、新紹介の系図等を用いて、鎌倉時代の益田氏の系譜について新たな指摘をおこなった。

- (21) 山口県文書館毛利家文庫21巨室32「益田譜録」のうち「益田元道家系」。
- (22) 『大日本古文書 家わけ第二十二 益田家文書之四』（東京大学史料編纂所編纂・発行、二〇一二年）第八五六号。以下、本稿では『大日本古文書 家わけ第二十二 益田家文書』所収文書を『文書』何号のように示す。なお、史料1中のa~dの記号と傍線は筆者による。

- (23) 「文書集積と領有権争い―美濃地・黒谷をめぐる益田・吉見間の攻防

―」（鳥根県古代文化センター研究論集〈鳥根県教育委員会発行、二〇二二年三月刊行予定〉）。

- (24) 瀬野精一郎『人物叢書 足利直冬』（吉川弘文館、二〇〇五年）。この時期の石見国における足利直冬については同書一六七・一六八頁参照。

- (25) 充所を切り取られた文書は、益田氏ではない他氏充の可能性が高いが、何氏充かは基本的には不明である。岩田・得屋氏充と推定した次の目録(6)(14)（益田實「四号・七号」）は、(6)が得屋郷地頭職の安堵、(14)が得屋郷地頭職公田の御公事謹仕を命じるものなので、岩田・得屋氏充と判断し一覧に入れた。これ以外の充所切斷文書については、岩田・得屋氏充の確証はないので、ここでは含めていない。

- (26) 本稿では、益田家文書として集積される以前の伝来ごとに文書目録を提示しているが、その文書を指示する場合、例えば「もとは岩田・得屋文書と推定できる文書・系図」一覧の(1)号文書であれば、「(岩田・得屋) (1)、のように示す。

- (27) 井上寛司・岡崎三郎編『史料集・益田兼見とその時代』（益田市教育委員会、一九九四年）一三五頁。

- (28) 『文書』五〇〇号には「益田孫次郎殿」と上書のある封紙が貼り継がれ、一見益田氏が幕府方に属しているように見えるが、筆跡・紙質から判断してこの封紙は他の文書のものである。

- (29) 来原郷は貞応二年（一二二二）の石見国の惣田数注文案（『文書』八六一号）では周布知行とされるが、註（8）「閩閩録」周布文書によれば、周布兼定弟田村兼政嫡子弥四郎盛家が、嘉禄三年（一二二七）五月七日北条泰時袖判下文（刊本番号55）によって久留原（来原）別符の地頭職に補任されている。また同じ周布文書には、南北朝時代、貞和五年（一三四九）八月の来原新左衛門尉遠盛軍忠状（同56）や、同年正月の田村四郎盛泰の軍忠を伝える上野頼兼軍忠注進状（同56）が存在し、彼らは幕府方として活動していることがわかる。

- (30) 註（3）拙稿。

- (31) 西田友広「中世前期の石見国と益田氏」（鳥根県古代文化センター編『石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』（鳥根県古代文化センター研究

論集第一八集）（鳥根県教育委員会発行、二〇一八年三月）。

(32) 花押Cと花押Aの間でも二十年近くの間があり、同一人物であるかについては留保が必要かもしれない。しかし花押型の類似から史料8・9は卜部氏の発給文書と推定してよいのではないかと考える。

(33) 「虫追」(4)は、「長野庄飯多并市原両郷奉行」の補任に関する内容で、充所も四郎左衛門入道とあるのみで、確実に虫追文書とはいえない点もあるが、飯多郷関係として、一応加えた。なお、花押Cが据えられている『益田實』一七号は前欠のため充所は不明で、内容的にも虫追氏の文書である確証はないため入れていない。

(34) 註(8)「閩閩録」周布文書には多数の大家荘関係文書が存在する。また萩博物館保管周布文書の貞応二年(一二三三)六月廿日閩東下知状写(註(1)『科研報告書』二五五頁)では藤原(周布)兼定に「大宅庄内福光村地頭職」が安堵されているが、これは周布氏と大家荘を関係づける初見史料にあたる。また同文書至徳二年(一三八五)八月十八日伊豆守某(右田弘直力)打渡状(『科研報告書』二六〇頁)では、「大家庄西郷内井尻村」も周布氏に打渡されている(註(8) 拙稿参照)。また、益田家文書の国7・2・1系図では、周布氏に養子に入った福屋兼継が福光を名乗るほか(『文書』四九七号)、その一族が西郷横道福田・西郷井田村・井尻等の大家荘内の地名を称している(図7・2・16系図等)。

(35) 『益田實』八号文書の解説(渡邊浩貴執筆)。参照。

(36) この他大家荘関係と思われる史料が「大家」(9)の「大系図」(国7・6)である。註(3) 拙稿でも若干触れたが、この系図は藤原公任の曾孫公定が石見に下向し生まれた子政高を大家氏の祖とし、安濃郡・邇摩郡を広く領したとする。そして「大家」(3)の大家友光・刺賀友綱相論に相当する大家公光・刺賀公綱間の相論を記載している。また「大家」(8)の兼公は、この系図の最後に追記と思われる形で記載されている。大家氏の実名が文書と一致していないなど、この系図自体は中世後期の成立かと思われるが、系図の性格としては大家氏伝来史料と推測できる。

(37) 註(3) 拙稿。

(38) 『文書』八号に關係して、正和五年(一二三六)八月廿三日六波羅御教

書(井村地頭充)〔長府毛利家文書〕「閩係史料」五七号)がある。

(39) 乙吉に関する権利対象の表現は、「乙吉別符田畠」「乙吉名田畠」「乙吉村一分地頭職」と変化している。

(40) 註(3) 拙稿、および註(5) 拙稿。

(41) 他に永仁七年(一二九九)四月二十四日六波羅御教書写(23譜ま28、「閩係史料」三七号)は、乙吉村地頭道祐の訴えに対し、益田本郷地頭代に弁明を求める内容だが、もと乙吉氏の文書とは必ずしも断定できないため除いた。また乙吉氏の文書は『閩係史料』にみるように、益田家文書以外に松垣文庫資料乙吉家文書や「汲古帖」所収文書(九大附属図書館蔵)があり、一族の分裂と所領争いの結果、文書が分散した可能性がある。

(42) 充所切断については、益田氏自身が一貫して室町幕府・北朝方であったことを示すため、敵方への与同を隠匿する目的で充所を切ったとする考え方もあるかもしれないが、『文書』二四号などの存在を考えると、やはり充所切断文書は他氏文書ではないかと推定できる。

(43) 岡見村は祥兼讓状(『文書』六一号)で「納田郷内岡見村」とあり、納田郷の初見をみると、興国元年(一二四〇)十一月二日僧覺乘免除公田数注進状(『文書』一三三号)があるが、これが本来の益田家文書か否かは不明である。

(44) 貞和七年(一二三五)三月二十二日某兼忠避状(『文書』九四八号)で兵庫助入道志孝なる者に去り渡されている。

(45) 井上寛司は山名時義がこの時期の守護であり、高弘は山名氏の守護代であったと推定している(註(27)、六四頁)。

(46) 『文書』一(一一)号を安富家文書にあるこの案文写と文字の位置などについて比較してみると、本来長野荘として記載されるべき所領が益田荘内所領に寄った形で写されているため、長野荘内所領直下が空白であるなど、益田・長野荘を本領とする者が写したとすると不審な箇所も存在し、益田惣領家が長く有した案文とは考えにくい。

(47) 井上寛司の指摘(註(27) 書、五三頁)。また同氏は三隅氏の文書が益田氏に渡されたことにも注目している(同書、六〇頁)。三隅氏関係文書としては貞治六年(一二三六)三月五日足利義詮御判御教書(大内介充)

(益田實) (二号) も存在し、足利義詮が三隅氏女に納田郷・木東郷・津毛・疋見別符地頭職を安堵する内容なので、三隅氏が北朝方に下った可能性をも推測させる。その際、所持する「たいく(代々)の御下文(案文)あんもん」(『文書』八七八号)等を、兼見が三隅氏より受け取った可能性はある。ただし、貞治六年のこの文書には、津毛・疋見など明応年間以降益田氏と三隅氏との間で領有争いが起こる土地が出てくるので、その関係で益田氏側が文書を集めた可能性も否定できない。

(48) 註(8)「周布文書(新出・関関録統合)」表を参照。

(49) 長村祥知「寿永西海合戦と石見国の川合源三―毛利家文庫遠用物所収「木曾義伸下文文」小考―」『鎌倉遺文研究』第三十三号(二〇一四年四月)

(50) 註(3) 拙稿。

(51) 『大日本古文書 益田家文書之五』の編纂を終えた時点で、これまでに気付いた、或いはご教示いただいた誤りについて、正誤表を付録として次に示す。全体的な検討を経たものではないため、遺漏の多いことを予めお断りしておく。

『大日本古文書 益田家文書』正誤表

『大日本古文書 益田家文書之一』

頁	文書番号	箇所	誤	正
一九頁	二〇号	文書名	大江廣元	中原廣元
二〇頁	同	人名注	廣元(大江)	(中原)
二二頁	四号	人名注	仲廣	(下部力) 追加
同	五号	文書名	某下文	下部某下文
二三頁	六号	文書名	某下文	下部某下文
二九頁	一四号	人名注	介入道(道通カ)	傍注削除
同	同	推定年	(應永九年カ)	傍注削除
四二頁	三三三号	按文	「卜雖モ、」以下を削除	傍注削除

同 同 推定年

四五頁 三九号 人名注

五四頁 五一号 推定年

五五頁 五三号 人名注

六八頁 七一号 人名注

同 同 推定年

八二頁 九一号 推定年

八八頁 一〇〇号 人名注

同 同 推定年

九六頁 一一二号 推定年

一〇六頁 一二九号 推定年

一〇七頁 一三一号 推定年

一〇八頁 一三二号 推定年

一一一頁 一三八号 文書名

一二二頁 一三九号 人名注

一二〇頁 一五四号 人名注

一二九頁 一六七号 三行目

一三六頁 一八〇号 推定年

一三七頁 一八二号 推定年

一四〇頁 一八六号 人名注

同 同 推定年

一四四頁 一九一号 推定年

一四五頁 一九二号 推定年

一四六頁 一九三号 推定年

一五四頁 二〇三号 人名注

傍注削除

(胤幸カ) 追加

(正平八年カ) 追加

(兼弘)

傍注削除

傍注削除

(康正元・二年頃カ) 追加

(康正元・二年頃カ) 追加

(大内政弘)

(明應二年カ)

(文明二年)

傍注削除

(文明十四・十五年頃カ)

(文明十四・十五年頃カ)

感状

(教政カ)

(元明) 追加

立栖

(文明四年カ) 追加

傍注削除

(長信カ)

(秀連) 追加

(文明二年)

傍注削除

傍注削除

(弘矩)

一五五頁	同	地名注	城山(筑前御笠郡カ)	(肥前)	同	標出	「宇野興之二」	上記五文字削除				
一五六頁	二〇四号	推定年	(文龜元年頃カ)	(文龜二年)	同	推定年	(天文十八年カ)	(天文十二年カ)				
一六七頁	二二二号	推定年	(文龜元年頃カ)	(文龜二年)	同	人名注	益田越中寺(尹兼)	(宗兼)				
一六九頁	二二六号	推定年	熊童丸(尹兼)	(宗兼)	二五六頁	人名注	益田刑部少輔(兼慶)	(兼貴)				
一七一頁	二一九号	推定年	(永正四年カ)	(明應六年)	二五九頁	人名注	益田治部少輔(藤兼)	(尹兼)				
一八三頁	二三六号	文書名	眞木嶋昭光書状	眞木嶋昭光奉書	同	推定年	(天文十八年カ)	(天文十二年カ)				
一八四頁	二三七号	推定年	(天正五年カ)	(天正七年)	二六二頁	文書名	連署書状	連署奉書				
一八五頁	二三八号	推定年	(天正五年カ)	(天正七年)	二九五頁	推定年	(天正五年カ)	(天正七年)				
同	二三九号	文書名	眞木嶋昭光書状	眞木嶋昭光奉書	二九七頁	推定年	(永祿十年カ)	(永祿十一年カ)				
一八六頁	同	推定年	(天正五年カ)	(天正七年)	『大日本古文書 益田家文書之二』							
同	二四〇号	推定年	(天正六年)	目次二二頁					文書番号	延宝	誤	延寶
一八七頁	二四一号	推定年	(天正六年カ)	目次一一頁					簡所	(年月日未詳)	正	(寛永拾貳年七月一日)
一八八頁	二四二号	推定年	(天正六年カ)	三四頁					人名注	益田伊豆守	(兼豊)	追加
同	二四三号	文書名	眞木嶋昭光書状	四六頁					人名注	増野甲斐守	(護吉)	追加
一八九頁	同	推定年	(天正十二年カ)	七二頁					推定年	同	(天正六年)	追加
一九一頁	二四五号	按文	「〇六五五號ヲ参看スベシ」追加	七三頁					推定年	同	(天正五年カ)	追加
同	同	推定年	(明應四年カ)	七四頁					推定年	同	(天正五年カ)	追加
一九八頁	二五三号	人名注	兵庫殿	七五頁					推定年	同	(天正五年カ)	追加
二〇七頁	二六〇号	人名注	大館刑部大輔(政重)	七六頁					推定年	同	(天正五年カ)	追加
二二二頁	二六三号	人名注	大館刑部太輔(植国)	七六頁	推定年	同	(天正五年カ)	追加				
二二八頁	二六四号	人名注	細川弥九郎(高基)	七七頁	推定年	同	(天正五年カ)	追加				
同	同	人名注	大館刑部大輔(政重)	七七頁	推定年	同	(天正五年カ)	追加				
二二九頁	二六四号	人名注	細川弥九郎(高基)	七八頁	推定年	同	(天正五年カ)	追加				
二四一頁	二七六号	按文	「〇五九〇號ヲ参看スベシ」追加	七九頁	推定年	同	(天正五年カ)	追加				
二四二頁	同	推定年	(永正十三年)	九三頁	推定年	同	(天正五年カ)	追加				
二四五頁	二七九号	推定年	(享祿三年)	九四頁	推定年	同	(天正五年カ)	追加				
二四六頁	二八〇号	人名注	彈正忠(宇野興之)	九四頁	推定年	同	(天正五年カ)	追加				

一五〇頁	四四四号	人名注	久之允(就祐男福原氏)	(就祐男福原氏)
同	同	人名注	益田与三左衛門(就祐)	(就祐)
同	四四五号	人名注	福原与三左衛門(就祐)	(就祐)
一五一頁	同	人名注	久之允(就祐息)	(就祐息)
同	同	人名注	井原三郎兵衛(就祐)	(就堯)
一五五頁	四四七号	人名注	福宇右衛門(福原就祐)	(福原就祐)
同	同	標出	就祐	就祐
同	同	標出	就祐	就堯
一五六頁	四四八号	人名注	福原宇右衛門(就祐)	(就祐)
同	同	人名注	井原三郎兵衛(就祐)	(就堯)
一六六頁	四五五号	人名注	同名隼人(益田就明)	(益田就朋)
一七九頁	四六一号	按文	「○本文書、モト一〇七六號文書ノ起請文方貼リ継ガル、寛永拾貳年七月一日ノモノナラシ」追加	
一九九頁	同	按文	「○補遺一〇七六號ニ続ク」追加	
二四〇頁	四九六号	文書名	軍忠状	著到状
二四五頁	五〇四号	説明注	つるやさはう(鶴夜又王)	(鶴夜又房)
二五一頁	五〇八号	人名注	別駕(道通大内介入道)	(大内弘茂)
同	同	人名注	両守護方(山名氏利・同氏之カ)	(山名氏利・同時久カ)
同	同	推定年	(應永九年カ)	(應永七年)
二五四頁	五二二号	文書名	惣梧(杉氏)	惣梧(杉重道)
二五五頁	同	標出	筑前豊前ノ	筑前肥前ノ
同	同	人名注	屋形(大内教弘)	(大内義興)
同	同	人名注	少貳方(教頼)	(政資)
二五六頁	同	推定年	(嘉吉二年カ)	(明應六年カ)
同	同	人名注	惣梧(杉)	(杉重道)
同	同	人名注	益田殿(兼堯カ)	(宗兼カ)
二五八頁	五二三号	推定年	(応永九年カ)	傍注削除
二六六頁	五二三号	文書名	室町幕府御教書	管領道端義山施行状

『大日本古文書 益田家文書之三』		頁	文書番号	箇所	誤	正
二七三頁	五二九号	推定年	(應永三十二年)			(應永三十一年)
二七四頁	五三〇号	推定年	(應永三十二年)			(應永三十一年)
三二頁	五六八号	推定年		益田但馬守	(文明十五年カ)追加	(波田)追加
同	同	人名注			(文明十五年カ)追加	
三三頁	五六九号	推定年		申請スベキ	申請スベキ	
同	同	標出			(法泉寺)追加	
六八頁	六〇一号	人名注		徳宥	(文明四年カ)	
七五頁	六〇八号	推定年		「ト雖モ、文明三年末ノ頃ノモノニシテ」	「ト雖モ、コノ案文第一〇二一號(五)第二「正月廿六日申候」トアレバ、文明四年正月二十六日ノモノニシテ」	
七五頁	六〇九号	按文			たのもしく候に	たのもしく候
七六頁	同	本文				(明應三年)追加
八三頁	六一六号	推定年			徳宥書状	法泉寺徳宥書状
八七頁	六二〇号	文書名			掃部頭	(清宗)
九〇頁	六二三号	人名注			(文明四年頃カ)	傍注削除
九一頁	同	推定年			(明應五年)	(明應九年)
九四頁	六二八号	推定年			当 御代(足利義材)	(足利義高 <small>義隆</small>)
九九頁	六三一号	人名注			(延徳三年)	(明應二年)
同	同	推定年			陶殿(興房)	(興明)
一〇〇頁	六三二号	人名注			屋形(大内義興)	(大内政弘)
同	同	人名注			屋形(大内義興)	(大内政弘)
一一五頁	六四七号	人名注				(明應二年カ)追加
一一六頁	同	推定年				(明應六年)追加
一一八頁	六五〇号	推定年				

一二〇頁	六五二号	人名注	屋形 (大内義興)	傍注削除	同	同	推定年	益田 (宗兼力)	(明應三年) 追加 (宗兼)
同	同	推定年		(明應二年カ) 追加	同	同	人名注	益田 (宗兼力)	(明應二年) 追加
一一一頁	六五四号	人名注	陶宗景	(武護) 追加	同	同	推定年	益田治部少輔 (藤兼)	(明應二年) 追加
一二二頁	同	人名注	屋形所 (大内義興・同義隆)	(大内政弘・同義興)	一九四頁	七二二号	人名注	益田 (天文十八年カ)	(尹兼)
同	同	推定年		(明應四年) 追加	一九五頁	同	推定年	(天文十二年カ)	
同	六五五号	按文	「〇二四五號ヲ參看スベシ」追加		同	同	人名注	陶中務少輔 (隆房)	(隆房)
一二三頁	同	推定年		(明應三年) 追加	二〇七頁	七三四号	文書名	赤川カ元芳書状	元芳書状
一二四頁	六五六号	推定年		(明應六年) 追加	二〇九頁	七三五号	文書名	赤川カ元芳書状	元芳書状
同	六五七号	推定年		(明應六年) 追加	二二〇頁	同	人名注	元芳 (赤川カ)	傍注削除
一二八頁	六六〇号	推定年		(明應六年) 追加	二二九頁	七五五号	推定年	(天正六年カ)	傍注削除
一三〇頁	六六二号	推定年	(明應五年)	(明應九年)	二三一頁	七五八号	人名注	益田右衛門佐 (元祥)	(藤兼)
一三五頁	六六九号	推定年		(文明三年) 追加					
一五八頁	六八九号	推定年	(永正年間カ)	(永正九年)					
一六〇頁	六九一号	推定年	(文龜二年カ)	傍注削除					
一六二頁	六九二号	推定年	(明應六年頃カ)	傍注削除					
一七四頁	七〇二号	本文一行目	た、おかれ	た、ぬかれ	一〇四頁	八六四号	人名注	吉見備中守 (弘頼)	(興滋)
同	同	同	こそ存て候へ	こそ存候て候へ	一二九頁	八七六号	文書名	益田兼見讓狀	益田兼見置文
同	同	本文六行目	御ゆるして	御ゆかしく	一三二頁	八七九号	説明注	は、(母)	傍注削除
一七五頁	七〇三号	推定年	(文明三年頃カ)	(文明二年カ)	一四三頁	八九二号	人名注	三隅中務少輔 (長信)	(豊信)
一七六頁	七〇四号	按文	文明四年頃	文明三年頃	一五八頁	八九九号	人名注	兼慶 (益田刑部少輔)	(益田弥次郎)
同	同	説明注	ひせん (肥前守)	傍注削除	同	同	人名注	兼職 (益田右衛門大夫)	(小原民部丞)
一七八頁	七〇五号	説明注	ひせん (肥前カ)	傍注削除	一五八頁	八九九号	人名注	兼順 (小原民部丞)	(益田右衛門大夫)
一七九頁	七〇六号	按文	文明四・五年頃	文明四年頃	同	同	人名注	兼勝 (益田弥次郎)	(益田刑部少輔)
一八四頁	七一一号	人名注	益田越中守 (尹兼)						
一八五頁	七一二号	人名注	益田刑部少輔 (兼慶)						
同	同	人名注	益田右衛門大夫 (兼職)						
一八六頁	同	人名注	小原民部丞 (兼順)						
同	同	人名注	益田弥次郎 (兼勝)						
一八八頁	七一五号	人名注	益田 (宗兼カ)						

『大日本古文書 益田家文書之四』

頁

文書番号

箇所

誤

正

以上

表 広義の益田家文書編年文書目録（14世紀以前）

《出典》 番号のみ：『大日本古文書益田家文書』、益田實：益田實氏所蔵文書、関係：『中世益田・益田氏関係史料集』

出典	伝来	年月日	西暦	文書名	充所	内容等
1 (4)		元暦元年五月日	1184	梶原景時下文案	石見国在庁官人等	
1 (5)		元暦元年五月日	1184	藤原頼経奉書案	兼栄・兼高	
1 (6)		元暦元年五月日	1184	源義経下文案	石見国御家人等	
1 (7)		元暦元年五月日	1184	梶原景時下文案	石見国	
2		(元暦元年カ) 五月廿七日	1184	中原広元奉書案	九郎	
1 (8)		元暦元年十一月廿五日	1184	源範頼下文案	石見国	
1 (9)		元暦元年十一月廿五日	1184	源範頼下文案	石見国	
1 (10)		元暦二年六月日	1185	藤原(益田)兼高所領証文案		
益田實55	大家	文治三年七月十三日	1187	石見国大家郷内東方田数注文		大家郷東方
1 (11)		建仁三年十二月日	1203	藤原(益田)兼季解状案		
益田實8	大家	承久二年二月廿四日	1220	関東下知状(前欠)	(伴惟行)	(大家荘惣公文職)
益田實17	?	承久三年[]日	1221	散位卜部宿祢某下文(前欠)	?	
3	波多野	貞応元年九月十八日	1222	六波羅書下	守護所	
861	山名?	貞応二年三月日	1223	石見国中荘公惣田数注文		
4		貞応二年五月廿五日	1223	関東下知状	(藤原兼季)	
関係6	乙吉?	貞応二年九月廿六日	1223	預所某下文	乙吉郷下司	
益田實12	大家?	寛喜元年五月九日	1229	藤原頼経袖判下文	(大家太郎友光)	大家荘東郷地頭職
関係8	乙吉?	寛喜三年十一月十二日	1231	関東御教書		乙吉保、地頭
5	虫追	延応元年九月三日	1239	卜部某下文		美濃地黒谷郷
益田實13	高津	延応二年四月廿六日	1240	北条重時書状	齋藤兵衛入道	高津郷務
益田實40	波多野	仁治三年十月廿三日	1242	將軍家政所下文	藤実(波多野実基カ)	黒谷村地頭職
関係15	波多野	仁治三年十月廿三日	1242	將軍家政所下文	波多野実時	美能地村地頭職
益田實22	大家	(寛元元年) 十二月七日	1243	北条経時書状	(充所切断)	大家荘惣公文職
益田實23	大家	寛元二年正月廿七日	1244	六波羅施行状(前欠)	(充所切断)	(大家荘惣公文職)
6	虫追	宝治元年五月日	1247	卜部某下文	長野御庄惣政所	
益田實9	倭文?	宝治二年十二月廿六日	1248	藤原頼嗣袖判下文写	委文宗景	白上村半分・飯多郷田畠
929	乙吉	〔建長七年〕三月十五日	1255	北条時頼書状案	武藤左衛門尉	乙吉・土田村

出典	伝来	年月日	西暦	文書名	充所	内容等
関係22	乙吉	正嘉二年三月十八日	1258	関東御教書	乙吉小太郎	
益田實21	?	正嘉二年九月十六日	1258	関東御教書	(充所切断)	
益田實15	都野	文永九年十一月廿七日	1272	関東御教書	都野五郎女子	
931	大家?	建治三年十月九日	1277	某袖判沙弥上蓮奉書	東郷右衛門太郎	
益田實16	?	弘安八年八月廿二日	1285	関東下知状 (前欠)		
関係124	宇地	正応二年正月十三日	1289	「ゆつり状」		*目録
関係31	乙吉	正応三年九月廿九日	1290	尊印讓状案	(六郎)	乙吉別符
益田實3	波多野	永仁三年七月廿五日	1295	関東下知状	(藤原実秀)	下黒谷郷
関係37	?	永仁七年四月廿四日	1299	六波羅御教書写	益田本郷地頭代	乙吉村地頭
関係40	乙吉	正安二年三月十一日	1300	藤原宗胤讓状	(六郎太郎)	乙吉名田
関係41	虫追?	嘉元二年七月廿七日	1304	某補任状	(源茂国)	飯多・市原政所代官
7	大家?	延慶元年十二月廿四日	1308	六波羅下知状	(石見国佐摩村地頭昇蓮)	
504	阿忍	しやうわ二ねんミツのとうし十月十五日	1313	尼阿忍讓状	(ふちわらのうちの女つるやさほう)	伊甘郷地頭職
8	阿忍	正和二年十一月二日	1313	六波羅御教書	(福屋郷) 地頭	伊甘郷
505	阿忍	しやうわ五年ひのへたつ二月廿一日	1316	尼阿忍置文	(とりいのねうほう)	伊甘郷
益田實14	阿忍	正和五年二月廿四日	1316	六波羅御教書	土屋某	伊甘郷
関係57	阿忍	正和五年八月廿三日	1316	六波羅御教書	井村地頭	伊甘郷
関係60	虫追?	元応二年十二月十七日	1320	某袖判行忍奉書	四郎左衛門入道	飯多・市原奉行
関係124	宇地	元亨二年二月廿七日	1322	「道忍(益田兼弘)去状」		*目録
関係124	宇地	元亨二年閏五月十三日	1322	「六波羅下知」		*目録
932	永安	元亨四年四月十日	1324	六波羅御教書	弥次郎(永安兼員)	
933	永安カ	元亨四年十二月廿三日	1324	某袖判某家清奉書	小弥富沙汰人百姓等中	
934	永安	正中三年四月十六日	1326	六波羅御教書	内田左衛門三郎入道	永安別符等
関係124	宇地	元徳二年五月十三日	1330	「因幡法橋 請取」		*目録
19	?	(元弘三年) 四月九日	1333	後醍醐天皇諭旨	(充所切断)	
9	?	(元弘三年) 四月廿七日	1333	足利高氏軍勢催促状	(充所切断)	
496	永安	元弘三年七月二日	1333	藤原(永安)兼員着到状	奉行所	
関係124	宇地	元弘三年七月廿六日	1333	「官符」		*目録
17	?	元弘三年八月廿九日	1333	後醍醐天皇諭旨	(御神本三郎兼衡)	

出典	伝来	年月日	西暦	文書名	充所	内容等
益田實28	?	元弘三年九月十一日	1333	目代藤原某国宣(前後欠)		
関係124	宇地	元弘三年九月十二日	1333	「国宣」		*目録
益田實30	?	建武元年十月廿三日	1334	雑訴決断所牒(前欠)		
18	?	建武二年二月十二日	1335	後醍醐天皇綸旨	(充所切断)	
関係124	宇地	建武二年七月六日	1335	「長弘紛失状」		*目録
1(1)	宇地	建武二年七月十七日	1335	益田兼世文書紛失証状		関係124目録にあり
益田實24	?	建武三年二月廿五日	1336	足利尊氏軍勢催促状	(充所切断)	
497	福光	建武三年七月廿二日	1336	足利尊氏感状	(福光三郎太郎兼継)	
関係109	乙吉	建武四年正月廿日	1337	道祐讓状	息女けんしんほう	乙吉内田地
935	虫追	建武四年五月日	1337	虫追政国軍忠状		
936	?	建武四年五月廿五日	1337	足利直義感状(前後欠)		
関係118	乙吉	建武五年正月十三日	1338	道祐讓状	養子六郎次郎入道道教	
関係120	宇地	建武五年二月十七日	1338	尼是阿讓状	孫子次郎三郎兼里	関係124目録にあり
937	?	暦応元年十二月六日	1338	上野頼兼奉書	馬庭孫次郎	
41		暦応参年八月廿七日	1340	益田兼見軍忠状		
23	?	興国元年十一月二日	1340	僧覚乘免除公田数注進状		納田郷
42		暦応四年二月日	1341	益田兼躬(兼見)軍忠状		
43		暦応四年三月日	1341	益田兼躬(兼見)軍忠状		
益田實19	?	暦応四年五月九日	1341	室町幕府引付頭人奉書(前後欠)	(充所切断)	
938	?	暦応四年七月廿四日	1341	室町幕府引付頭人奉書	(充所切断)	
44		暦応五年二月日	1342	益田兼躬(兼見)軍忠状		
45		暦応五年六月日	1342	益田兼躬(兼見)軍忠状		
46		康永二年正月九日	1343	益田兼見軍忠状		
939	岩田得屋	康永二年八月十九日	1343	上野頼兼軍勢催促状	得屋三郎兵衛尉	
47		康永二年八月廿一日	1343	益田兼見軍忠状		
48		康永三年七月二日	1344	益田兼見軍忠状	御奉行所	
940	虫追	康永三年八月十七日	1344	某袖判安堵状	(虫追政国)	飯多・市原・高津郷務
益田實1	波多野	康永四年二月廿六日	1345	上野頼兼遵行状	松田五郎左衛門尉	美能地村地頭職
942	?	貞和五年七月十三日	1349	源某感状写	(充所切断)	

出典	伝来	年月日	西暦	文書名	充所	内容等
943	?	貞和五年八月廿八日	1349	足利直冬軍勢催促状	(充所切断)	
益田實26	?	貞和五年十月一日	1349	足利直冬軍勢催促状	(充所切断)	
944	田村?	貞和六年四月廿一日	1350	足利直冬下文	田村孫四郎盛家	
945	岩田得屋	貞和六年十一月十日	1350	岩田胤時軍忠状		
946	岩田得屋	貞和六年十一月十五日	1350	岩田胤時軍忠状		
947	岩田得屋	貞和七年正月日	1351	岩田胤時軍忠状		
益田實20	?	貞和七年二月廿一日	1351	足利直冬感状	(充所切断)	
関係198	乙吉	貞和七年三月二日	1351	道教申状并足利直冬安堵裏書		乙吉一部地頭
948	?	貞和七年三月廿二日	1351	某兼忠避状	(兵庫助入道志孝)	宅野別符
益田實39	高津	貞和七年三月廿七日	1351	足利直冬下文	高津長幸	高津郷守護使乱入停止
49	?	観応二年十二月三日	1351	足利直冬軍勢催促状	(充所切断)	
50	?	観応三年六月廿日	1352	足利直冬軍勢催促状	(充所切断)	
57	?	文和二年二月十八日	1353	足利義詮感状	□田孫三郎	
498	岩田得屋	正平八年六月廿三日	1353	足利直冬軍勢催促状	□(岩か) 田彦三郎	
52	?	正平八年九月廿五日	1353	足利直冬感状	(充所切断)	
益田實5	?	文和二年十一月六日	1353	荒川詮頼奉書	(充所切断)	白上郷内河上村地頭職
益田實4	岩田得屋?	正平九年三月廿八日	1354	仁科盛宗奉書	(充所切断)	得屋郷・備前宇賀貴郷地頭職
949	河原?	正平九年四月十三日	1354	仁科盛宗奉書	河原太郎右衛門尉	角井村・松武名
941	岩田得屋	正平九年五月二日	1354	足利直冬安堵状	□(岩か) 田彦三郎	
950	?	正平九年六月十四日	1354	信性(三隅兼連)安堵状	□□兵衛藏人	石見国眼代職
499	岩田得屋	正平十年十月五日	1355	足利直冬感状	□(岩か) 田彦三郎	
24		正平十四年五月二日	1359	足利直冬書下	益田越中守	
951	?	正平十四年五月三日	1359	中務大輔某奉書	(充所切断)	
952	田村	延文四年八月廿一日	1359	荒川詮頼奉書	田村孫四郎入道	
関係256	宇地	正平十五年八月十七日	1360	宇地兼里讓状	(彦三郎兼なか)	宇地村地頭職
876		貞治二年七月廿五日	1363	益田兼見置文	(まつわう・ちやうます・まつ一)	
25	?	正平十九年二月一日	1364	足利直冬書下	(充所切断)	
878		〔貞治五年〕五月六日	1366	益田兼見三隅氏文書請取状	しやうえんの御房	
54		貞治五年九月三日	1366	益田兼見軍忠状		

出典	伝来	年月日	西暦	文書名	充所	内容等
26		貞治五年十一月十八日	1366	石見守護代掃部助高弘書状	御奉行所	
関係275	乙吉	貞治六年正月十日	1367	おとつる女譲状	実子彦三郎(兼なか?)	乙吉一分地頭職
益田實2	三隅	貞治六年三月五日	1367	足利義詮御判御教書	大内介	納田郷・木東郷・津毛別符・疋見別符
55	?	貞治六年十月日	1367	某軍忠状(前欠)		
1(3)		[応安元年]四月五日	1368	道幸文書紛失証状	益田	
1(2)		応安元年五月二日	1368	祥兼(益田兼見)文書紛失状		
881		応安三年八月十五日	1370	祥兼(益田兼見)譲状	(修理亮兼連)	伊甘郷内宇野村地頭職
58		応安四年四月廿七日	1371	石見守護代聖修(河内氏)奉書	益田越中入道	守護使不入
27		応安四年五月廿一日	1371	大内氏奉行人連署奉書	益田越中入道	
28		応安四年六月廿四日	1371	祥兼(益田兼見)請文		
29		応安四年八月十二日	1371	石見守護代聖修(河内氏)書状	御奉行所	守護使不入
益田實25	岩田得屋	応安五年八月十三日	1372	了俊(今川貞世)書下	得屋遠江入道	
30		応安六年十二月十五日	1373	石見守護代左衛門尉重氏書状	御奉行所	守護使不入
関係284	乙吉	応安七年五月廿日	1374	尼けん心置文	(宇地四郎左衛門等)	乙吉・吉田田畠
953	虫追	応安七年七月廿八日	1374	卜部仲光安堵状		長野荘惣政所職
917		永和二年丙辰卯月廿二日	1376	石見国益田本郷年貢并田数目録帳		
918		永和二年丙辰卯月廿二日	1376	石見国益田本郷田数御年貢目録帳		
56	?	永和二年七月廿五日	1376	室町幕府御教書	(充所切断)	
関係290	岩田得屋	永和二年閏七月八日	1376	室町幕府御教書写	得屋三郎左衛門入道	
500	?	永和二年閏七月廿九日	1376	室町幕府御教書	(充所切断)	
882		永和三年三月三日	1377	祥兼(益田兼見)書状	しゃうえんの御房	
59		永和四年戊午二月三日	1378	祥兼(益田兼見)譲状	次郎兼世	益田本郷・弥富名
60		永和四年戊午二月三日	1378	祥兼(益田兼見)譲状	次郎兼世	飯田郷・宅野別符
501		永和四年戊午二月三日	1378	祥兼(益田兼見)譲状	孫次郎兼弘	東北山道・土田村・伊甘郷

出典	伝来	年月日	西暦	文書名	充所	内容等
954	波多野	康暦元年十月十一日	1379	大内氏奉行人連署奉書	末益三郎左衛門入道・三和若狭守	下黒谷・美濃路本知行分
31		康暦二年卯月二日	1380	石見守護代美作権守某書状	陶山佐渡守	守護使不入
32		康暦二年五月十四日	1380	石見守護大内義弘書下	益田越中入道	守護使不入
33	?	(永徳元年か) 六月廿日	1381	大内氏奉行人連署奉書	(充所切断)	
67	?	(永徳元年頃か) 八月十三日	1381	大内義弘書状	(充所切断)	
34		(永徳二年) 後正月十二日	1382	石見守護大内義弘挙状	人々	本領安堵
35		(永徳二年) 閏正月廿九日	1382	大内氏奉行人良智(森氏)書状	平井入道	本領安堵
36		[永徳二年] 十二月八日	1382	石見守護大内義弘書状	平井備前入道	本領安堵
10		永徳三年二月十五日	1383	足利義満御判御教書	(益田越中入道祥兼)	益田本郷・東北山道村・弥富名・乙吉村・土田村・岡見村・飯田郷・伊甘郷・宅野別符
506		(永徳三年カ) 二月卅日	1383	道助(平井氏)書状	益田(祥兼)	本領安堵
37		永徳三年三月十五日	1383	大内満弘書下	益田越中入道	守護使不入
507		(永徳三年カ) 卯月九日	1383	良智(森氏)書状	益田(祥兼)	本領安堵
61		永徳三年八月十日	1383	祥兼(益田兼見)讓状	次郎兼世	益田本郷・弥富名・納田郷内岡見村・飯田郷
853		永徳三年八月十日	1383	祥兼(益田兼見)置文	(次郎兼世・次男兼弘・三男兼政)	兼世：益田本郷・納田郷内岡見村・弥富名・飯田郷、兼弘：東山道郷・伊甘郷・乙吉土田村、兼政：北山道・
40		永徳四年三月十六日	1384	大内氏奉行人連署奉書	通津左衛門大夫入道・堀伊賀守	宅野別符沙汰付
885		至徳元年十一月十三日	1384	祥兼(益田兼見)讓状	(養子刑部丞兼信息女)	宅野別符惣領職
925	岩田得屋	(年未詳) 六月廿五日		道城書状	徳屋遠江入道	徳屋郷領家分
関係311	岩田得屋	至徳二年八月十三日	1385	大内義弘預ケ状	得屋入道充	得屋領家職等預置
955	永安	(至徳三年カ) 六月九日	1386	大内義弘奉行人連署書状	永安左近將監(兼之)	益田発向
956	永安	嘉慶二年十一月十九日	1388	大内氏奉行人連署奉書	永安左近將監(兼之)	

出典	伝来	年月日	西暦	文書名	充所	内容等
20		明德三年十一月十三日	1392	後小松天皇口宣案	藤原兼顕	
75		明德四年十二月廿七日	1393	石見守護大内義弘安堵状	益田次郎(兼家)	益田荘地頭職返付
76		明德四年十二月廿七日	1393	大内氏奉行人連署奉書	右田伊豆守(弘直)	益田荘地頭職打渡
1004		明德四年十二月廿七日	1393	大内氏奉行人連署奉書案	益田城衆	益田地頭職返付
77		明德五年正月廿二日	1394	石見守護代右田弘直打渡状	益田次郎(兼家)	益田荘地頭職打渡
78		明德五年三月廿八日	1394	大内氏奉行人連署奉書	右田伊豆守	大草村打渡
79		明德五年三月廿八日	1394	大内氏奉行人連署奉書	右田伊豆守	弥富名打渡
957	岩田得屋	応永二年三月十九日	1395	石見守護代右田弘直打渡状	得屋入道	
益田實7	岩田得屋	応永二年三月廿四日	1395	石見守護代右田弘直奉書	(充所切断)	得屋郷地頭職公田
511		(応永二年)六月五日	1395	大内氏奉行人奉書	右田伊豆守	益田荘公田員数
517		応永三年八月十日	1395	石見守護代右田弘直遵行状	益田越中入道(道兼)	益田荘公田員数
68		(応永四年カ)十二月七日	1397	大内義弘書状	益田越中入道(道兼)	
94		応永五年七月廿日	1398	道兼(益田兼世)・益田兼家連署讓状	(赤一丸(兼理))	益田荘地頭職惣郷
95		応永五年七月廿日	1398	道兼(益田兼世)・益田兼家連署讓状	(赤一丸(兼理))	飯田郷地頭職等
62		応永五年八月十日	1398	石見守護大内盛見書下	益田越中入道(道兼)	守護使不入
11		応永七年七月二日	1400	室町幕府御教書	益田越中入道(道兼)	
12		応永七年七月六日	1400	足利義満御判御教書	益田越中入道(道兼)	